

## 誤振込と寄託法理

——債権法改正と判例の趣旨との整合的解釈を目指して——

西 内 康 人

### 1. はじめに

本稿の目的は、誤振込にかかる一連の判例や下級審裁判例につき、債権法改正を踏まえて寄託法理その他の民法法理との整合的解釈を目指すものである。このような問題関心から論じるのには、寄託は成立要件が諾成契約化されるところに、他人物寄託や混合寄託に関する特則が設けられるなど、二〇一七年の民法改正で改正前判例を前提としない多くの改正が行われ、したがって、改正前判例との整合性が最も問題となりやすい分野だと考えられるからである。

そこで、次の2では、民法改正後において誤振込との関係で寄託の規定が問題となりそうな点を抽出する。3では、寄託契約成立との関係で、意思表示がいつ必要とされると考えるべきかを検討する。4では、消費寄託と返還に関しての問題点を探っていく。最後に、5で若干のまとめを行う。

### 2. 債権法改正により生じた寄託の問題

債権法改正では、次の二点で寄託に問題が生じたと考えられる。すなわち、他人物寄託に関連した条文の問題と、要

物性と合意に関連した問題である。

## 2. 1 他人物寄託に関する問題

つまり第一に、民法改正により他人物寄託に関する条文が設けられたことに起因する問題がある。

すなわち、一方で、動産を念頭に置いた他人物寄託を有効とした上で、原則としては物権的請求権の権利主張者ではなく寄託者に返還すれば受寄者は責任を免れることができることを前提とした規律が置かれている（民法六六〇条二項・三項）。また、この規律の意味について、物権的請求権の権利主張者に対する関係で受寄者に占有正権原を与えるものであるか否かは争われている。<sup>(1)</sup>ここでは、他人物の受寄者に、物権的請求権の権利主張者との関係で、どの程度の保護を与えるべきかが問題となっている。

他方、誤振込によって成立する受取人と被仕向銀行の間の金銭債権は、その対象となった金銭は実質的には振込依頼人に帰属すべきものである点で、前記の動産を念頭に置いた他人物寄託と似た状況にある。ここではもちろん、金銭は通常の動産とは異なり価値そのものだからその物の返還を物権的請求権に基づいて被仕向銀行に求めることはできない。しかし、金銭の価値が実質的に振込依頼人に属するものであることを念頭に置くと、物権的請求権と同様の構造を持つ侵害利得返還請求権が被仕向銀行との関係で成立し、「侵害利得」というラベルこそ用いないものの下級審裁判例は不当利得返還請求を一定の場合に認める傾向にある。

このように物権的請求権と同様の構造を持つ侵害利得返還請求権が被仕向銀行に対して成立するのだとすれば、物権的請求権からの保護を与えようとした民法改正の条文は、侵害利得返還請求権の成否や範囲についても何らかの影響を与えないだろうか。

## 2. 2 要物性と合意に関連した問題

第二に、第一の問題の前提として考えるべき点として、振込による預金債権成立の構造の問題、とりわけ要物性と合意との関係理解の問題がある。

すなわち、一方で、商法の第一人者によるまとめでは、従来の通説として、そもそも振込による預金返還請求権発生の基本契約となるのは、寄託契約ではなく預金契約であるとすら述べられていた。<sup>(2)</sup>この解釈については、民法改正で預金契約は消費寄託であることを前提とした条文が置かれたため（民法六六六条三項）、改正後は採用しづらくなったものと思われる。しかし、要物契約である寄託契約と、それを批判する説との間で、「入金記帳」など同じ時点の同じ行為が受取人の被仕向銀行に対する預金返還請求権成立にとつて決定的に重要視されていたことは、要物契約性と合意との関係を不明確にしてきたように思われる。

そこで他方、民法の第一人者によるまとめでは、預金契約が委任・準委任契約と寄託契約の複合契約であつて、振込による預金返還請求権の成立も消費寄託契約が成立することを前提とする。<sup>(3)</sup>そして、「入金記帳」という被仕向銀行の行為を、寄託目的物の受領行為と理解して個別的寄託契約の成立を認めている。<sup>(4)</sup>しかし、この立場を採用した場合、個別的寄託契約を成立させる合意部分が、基本的預金契約と「入金記帳」のいずれの時点で存在する必要があるのか不明確である。特に、寄託契約が要物契約であるとされていたことや、合意時点と要物性具備時点がズレる事態があまり想定されていないことを踏まえると、「入金記帳」時に意思表示が必要だと考えられていたようにも思える。<sup>(5)</sup>ここで、「入金記帳」時に意思表示が改めて必要なのだとしたら、受取人は原因関係不存在を容易に知りうる立場にある以上、受取人による個別的寄託契約成立の意思表示は不合理だと考えられる余地が大きくなる。また、被仕向銀行の側の意思表示も、かりに基本的預金契約でそうした意思表示をしてよいとの契約があるとしても、寄託契約に要物性を要求し

た趣旨からすれば、そうした事前の合意に個別的寄託契約の意思表示が影響を受けてよいのか、議論する余地がある。<sup>(5)</sup>しかしこうした意思表示の時点に関する議論は行われておらず、不明確なままである。そして、民法改正で寄託契約が諾成契約化されたところ、この改正で意思表示の時点に変化が生じたのか、こういった点も不明確である。

(1) 水津太郎「受寄者の返還義務と民法一七八条の『第三者』」秋山靖浩ほか編『債権法改正と判例の行方』（日本評論社、二〇二二年）三八—三九三頁〔初出、二〇一八年〕。

(2) 岩原神作『電子決済と法』（有斐閣、二〇〇三年）六七頁以下。

(3) 森田宏樹「振込取引の法規構造」中田裕康・道垣内弘人『金融取引と民法法理』（有斐閣、二〇〇〇年）一五二頁注38。

(4) 前掲注(3)・森田一七一頁以下。

(5) とはいえ、要物性の趣旨については争いがありうる。一方で、沿革的には自覚的な議論が行われておらず、ローマ法の沿革上、返還義務が生じる場合には要物契約性があるとされてきたことの名残に過ぎないと評価される（岡本詔治『無償利用契約の研究』（法律文化社、一九八九年）が詳細な沿革研究を行っている）。他方、広中の議論が影響を与えたように、債権法改正では要式性と同様に要物性は不利益契約当事者の保護という観点で要求されている要件となっており（これを前提として、西内康人「契約の成立と『書面』」法学教室四五六号一八頁（二〇一八年）では議論を展開した）、そうした改正直前における判例の趣旨を理解するためにも、要式性と共通した議論が成立するとみる立場からの議論が有用であらう。

### 3. 振込による預金契約成立の意味

そこでまずは、2. 2で語った問題、つまり、要物性・合意の在り方が預金契約成立にいかなる意味でかわっているのか、検討することにしよう。

#### 3. 1 要物性を持つ意味

債権法の改正では、要物性と要式性はセットとして語られている。すなわち、どちらについても、意思表示の慎重性

確保、および、意思表示の明確性確保が機能として求められると考えられている。

ただし、さらに精緻化した観点から整理を図る見解がある。たとえば、書面の機能について「①契約を締結する意思の確実性・明確性を確保するための意思明確化機能、②拘束力ある契約を締結する意思や一定の契約類型の選択に関する意思を表明する手段となる意思表明機能、③契約内容や権利関係を明確化することによって、当事者の認識・判断を十全なものとしかつ紛争を防止するための内容明確化機能、④当事者の軽率性に起因した契約の締結を防止するための警告機能、⑤方式（書面）を通じた情報提供により自己決定基盤を確保するための情報提供機能、⑥公証人等の助言を通じて当事者の判断を支援するための助言機能」を掲げる見解がある。<sup>(6)</sup>このうち、通説的な議論に対応するのは①と④である。<sup>(7)</sup>②は、他の契約との区別のために要式性を利用する消費貸借類型に特有の問題である。<sup>(8)</sup>③や⑤は書面交付が要件とされる特定商取引法での取引や約款での取引において、消費者を保護する機能が担わされている。<sup>(9)</sup>⑥は、法律上助言が期待されているというのであれば保証など公正証書作成が要件となる場面に限定されるだろう。このように見ると、消費者取引とは限らない寄託契約について注目する本稿においては、伝統的な通説が問題としてきた①や④以外の点については、中心的な検討課題としなくてよいだろう。

### 3. 2 合意時点と要物性具備時点のズレは許容できるか？

では、意思の明確性・慎重性を確保する上で、合意時点と要式性・要物性具備時点とのズレは許容できるだろうか。こうした点が問題となるのは、振込により預金債権が発生または増加する取引を考えると、一方で、振り込まれる相手方としては銀行との間で合意が成立しているのは預金口座開設という過去の時点であるのに対して、他方、振込人から何らかの形で預金が到着することで要物性を具備し、この結果、預金債権が増加・発生することになるのは預金口座開設より後の時点だからである。特に、二〇一七年の民法改正前は寄託契約が要物契約とされていたので、預金債権

の増加・成立を理論的に基礎づけるために重要な前提問題だったはずである。こうした合意と要式・要物との同時性とも言えそうな問題の処理としては、いくつかの可能性がある。

第一に、そして、もつともありそうにない可能性から述べると、同時性は問題とならないと考える立場がありうる。しかし、要式や要物に求められる意思の慎重性・明確性を確保する機能は、まさしく合意を構成する意思について求められるのであって、同時性が全く問題とならないと考えるのは、こうした機能と整合しない。

第二に、時間的には多少のずれがあり、要式性や要物性は少し後で具備されてもよいと考える立場がありうる。こうした立場を支える論拠として、たとえば、贈与の書面性について、贈与契約成立後に第三者に宛てて出された内容証明郵便により要式性具備を認めた判例<sup>(10)</sup>は、そうした合意と要式性の多少の時間的ズレを許容しているように見える。

UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016, Article 2.1.12 は、契約内容を一部変更する確認書が契約締結後の合理的期間内に送付された場合にも、実質的な変更でなく、かつ、相手方が不当に遅延することなく異議を述べないなら、契約内容はその文書に従ったものとする規定するところ<sup>(11)</sup>、これも合意と書面が少しずれることを許容しているように読めなくもない。しかし、UNIDROITの規定は、書面の時点で改めて合意しているとみることも可能な場面であるし、また、契約の成否そのものというより実質的な変更でない部分に限られている。また、判例の事案は、第一の立場に対する批判と同様に、こういった処理を認めること自体がそもそも書面に求められる機能に反しているのだという批判が可能である。さらに、判例がこうした批判をかわせるとしても、合意に対する証拠としての価値の点から見た場合、合意と要式性・要物性の時間的なズレが大きくない事例に判例の射程は限られるだろうと考えられるところ、振込取引では口座開設と要物性具備時点はかなりの時間的ズレがあるとの問題がある。

そこで、第三に、発想を変えて、合意を時間的に点と考えるのではなく後に継続する線と考えた上で、要物性・要式性が具備された時点でいまだ合意が存在しているとみる立場があり得よう。預金に引き直すなら、預金口座開設に含ま

れる消費寄託の合意が、振込の時点まで継続していて、これが振込処理による要物性具備と合わさることで預金債権を増加・発生させると考えるわけである。しかし、こういった意味での合意を認める場合、要物性や要式性が具備される時点での合意の意味は非常に希薄なものとなってしまふ。特に、預金口座開設では想定していなかったような取引であったとしてもこうした合意に含まれると考えてよいのかは、問題とならう。そして、かりにこうした希薄な合意でよいとされるのであれば、要式性・要物性が意思の明確性・慎重性を要求していることの意味がなくなるように思われる。というのは、想定していないような取引については、意思の慎重性や明確性を語ることはできないように思われるからである。

以上のいずれの説明にも問題があるとすれば、第四に、要式性や要物性の趣旨に反しない限りで、これと合意との同時性の要請を緩和する立場が考えられる。つまり、要式性・要物性により意思の明確性・慎重性を確保すべき当事者は、必ずしも両当事者とは限らず、当該契約類型で一般的に不利益を被る者のそれが対象となっているのだ、と考えるわけである。こうした説明からは、たとえば、第二の立場について挙げた前記判例は、贈与者という贈与契約で不利益を類型的に被ると考えられている者が慎重に自己の意思を表明すべき内容証明郵便を出したからこそ、書面性で確保すべき意思の慎重性と明確性が最低限確保されており、したがって、相手方の意思表示は過去のものだとしてもなお要式性が満たされると考えたとみることができるとも、また、振込による預金取引についても、不利益を類型的に被るのは被仕向銀行であって、この者が要物性や要式性を満たすような行動をとっていれば問題ないと考える余地がある。

以上のうち、比較的無理が少ないのは第三と第四の見解だろう。そして、第三の見解と第四の見解を比較する場合、違いとして現れるのは振込相手方の意思の基準時とならう。すなわち、一方で、第三の見解なら、要物性具備時点である入金記帳時が、意思表示の基準時点となる。というのは、要物性・要式性の要請を緩和したわけではなく、したがって、意思表示と要物性・要式性の同時存在が前提とされていると考えられるからである。他方、第四の見解であれば、

要物性具備時点で意思表示を觀念する必要はなく、基本的預金契約である預金口座開設時が基準時となりえよう。というのは、要物性・要式性の趣旨から意思表示との同時存在原則を緩和しており、したがって、契約の成立を判断する意思表示がこれ以前に存在していてもかまわないと考えられるからである。

このうち、誤振込について判断した判例と整合的なのは第四の立場である。すなわち、基本的預金契約の文言を重視した形で、預金債権の成立・増加が判断されている。これに対し、誤振込による預金債権の成立・増加に批判的な学説は、第三の見解とも整合的であった。というのは、誤振込だと知っていれば被仕向銀行や振込相手方は預金債権を成立・増加させない意思だろうという合理的意思表示に根拠を求めており、ここでは意思表示の基準時を誤振込時点だと考えていたように思われるからである。

### 3. 3 要物性・合意のズレの許容性に対する債権法改正の影響可能性

以上のような意思表示の基準時に関する判例の枠組みは、寄託契約を諾成契約化した二〇一七年の債権法改正後では、昔より無理なく採用することができるようになったように思われる。逆に、学説上有力であった誤振込での預金債権の成立・増加を合理的意思表示により認める見解は、意思表示の基準時を誤振込時点と考える一つの根拠になりえた要物性が緩和された現在では、より採用しづらくなつたように思われる。

(6) 石川博康「各種契約の方式要件の変容と消費者法における書面の意義」NBL199号五二頁(二〇二一年)。

(7) 前掲注(6)・石川五七頁。

(8) 前掲注(6)・石川五八頁。

(9) 前掲注(6)・石川五五頁以下。他方、書面化された契約を専門家に持ち込むことで事実上助言が促進されるということに注目するなら、すべての契約に妥当しうる機能かもしれない。

(10) 最判昭和六〇・一一・二九民集三九卷七号一七一九頁。

(11) 本文で述べた UNIDROIT 該当箇所の翻訳・解説は、国際私法統一協会（内田貴ほか訳）『ユニドロワ国際商事契約原則二〇一六』（商事法務、二〇二〇年）四二頁以下参照。

(12) 最判平成八・四・二六民集五〇巻五号二二六七頁。

#### 4. 消費寄託と返還

次に、2. 1で語った問題、つまり、他人物寄託に関する問題として消費貸借と関係するものと考ええると、次の二つが考えられる。動産債権譲渡特例法上の特則と、民法六六〇条である。

##### 4. 1 動産債権譲渡特例法上の特則

通常寄託に関するものだが、動産債権譲渡特例法三条二項は、受寄者が第三者たる登記名義人から返還請求を受けた場合には、寄託者たる本人に当該返還請求に異議があるかを問い合わせて、異議を受けずに第三者に引き渡した場合に本人に損害が生じても損害賠償義務はないとする。ここでは、①登記という確実性の高い証拠の提示と、②本人の異議の不存在という二つの観点から、寄託者以外への引渡しが正当化されている。

素朴なアナロジーとして誤振込に引き直すと、次のようになる。①は、誤振込者が振込相手方との原因関係を持たないことの確実な証拠を被仕向銀行に提示して不当利得の返還を求め、という場合がこれに該当することになる。そして、②は、振込相手方に被仕向銀行から当該請求に対する照会を行い、振込相手方から異議が出なければよいということになるか。これらの条件が満たされれば、被仕向銀行が振込依頼人からの不当利得返還請求に応じることににより、振込相手方の預金が消滅・減少する、あるいは、その不履行が正当化される、という可能性が生まれよう。

しかし、通常寄託と消費寄託では大きな違いがあるため、以上のような素朴なアナロジーを使うことはできない。

まず、通常寄託の返還請求権は特定物債権と考えられているため目的物を第三者に引き渡せば履行不能となると考えられているのに対して、消費寄託はそうではない。不当利得返還義務に応じるといっただけでは、素直な法的ロジックとして、消費寄託返還請求権の消滅をもたらすことはできない。

また、通常寄託の返還請求権不履行は帰責事由さえなければ免責が認められるのに対して、消費寄託が金銭を目的とする場合には不可抗力でも免責されない。そして、動産債権譲渡特例法三条二項は帰責事由不存在に該当しうる場合を定めているのだとみれば、帰責事由不存在で免責される通常寄託での免責を導くことはできても、そうでない金銭の消費寄託での免責を導くことはできない。

以上のように、通常寄託と消費寄託は両方とも寄託ではあるものの、目的物の性質の違いから導かれる帰結の相違がある。しかも、こういった帰結の違いは、寄託者とは違った者が本来的権利者として権利主張してくる場面でこそ深刻に表れることが、以上の記述から判明しよう。

#### 4. 2 民法六六〇条

もう一つ、寄託者とは違った者が本来的権利者として権利主張してくる場面につき、通常寄託に関する重大な規律として、民法六六〇条がある。つまり、①本来的権利主張者として権利主張してくる者が受寄者に現れた場合の寄託者への原則的通知義務（民法六六〇条一項）、②通知義務が履行されているかその履行の必要がない場合において本来的権利主張者に引き渡すべき確定判決等がある場合や本人からの指図がある場合を除いては寄託者本人に引き渡すべき受寄者の義務（同二項）、③通知義務が履行されているかその履行の必要がない場合において本来的権利主張者に引き渡すべき確定判決等がある場合には当該本来的権利主張者に引き渡しても寄託者本人へ損害賠償義務を負わない旨の免責（同三項）が、それぞれ定められている。

この条文の解釈論としては、二で前述した受寄者がこの条文を根拠に占有正権原を有するか否かという問題と関連することとして、受寄者が民法一七八条の第三者に該当するかという問題がある。すなわち、寄託者から目的物所有権を譲り受けたと主張して目的物の返還を求めてくる者に対して、指図による引渡しという對抗要件具備を要求できるか、という問題である。この問題につき、判例は否定説だとされるが、<sup>(13)</sup>学説には批判説が多い。<sup>(14)</sup>というのは、誰に返還すべきかを受寄者が安定的に判断する必要がある点では、動産賃借人と同様の問題が生じるところ、動産賃借人は民法一七八条の第三者に該当するとされているからである。ただし、この批判説は、民法六六〇条二項但書が對抗要件を具備しないまま確定判決を経て引渡しを請求できることを前提とするように読めることと調和しづらいとの問題がある。<sup>(15)</sup>改正民法の下では、受寄者が譲受人を確知する利益は、民法六六〇条の解釈とこれによる受寄者保護にゆだねられているとみることができるとは<sup>(16)</sup>ある。

また、民法六六〇条が占有正権原を認めたものか、という議論については、肯定説<sup>(17)</sup>と否定説<sup>(18)</sup>がある。しかし、肯定説を受けて展開された否定説から説得的な論拠が示されており、議論の趨勢としては否定説に傾いているように思われる。<sup>(19)</sup>以上の議論は、誤振込のような振込依頼人に実質的に帰属する価値を、受取人が消費受寄者である被仕向銀行に預けている場合に、振込依頼人から被仕向銀行に対する侵害利得の返還請求権の成否、および、この行使方法に何らかの影響を与えるだろうか。

まず、注目しておくべきは、消費寄託の場合には金銭の実質的価値を譲り渡すことによつて何かしらの返還請求権を移動させる手段は、通常想定されていないことであろう。すなわち、一方で、民法六六〇条に関する議論のように、動産であれば、寄託物の所有権を寄託者から譲り渡し、譲受人から所有権に基づき返還請求することが考えられる結果、前述のような対抗関係、占有正権原の問題が生じるわけである。他方、金銭の消費寄託では、寄託者が譲受人に金銭の実質的価値を譲り渡して、譲受人から侵害利得返還請求権を受寄者に行使するという動産とのパラレルルートは想定さ

れていない（所持と離れた金銭所有権や、金銭価値所有権を想定する立場でも、この点は同様であろう）。むしろ、消費寄託物返還請求権の債権譲渡による方法だけが、正当なルートとして想定される。しかし、この債権譲渡は、消費寄託の典型例である預金債権では、民法四六六条の五と債権譲渡制限特約により効力が否定される関係にある。したがって、動産とは異なり、預金では、実質的な価値の帰属者と寄託者がズレることは制度上強く阻害されているという関係がある。

そうであれば、誤振込の際に、振込依頼人から被仕向銀行に対して侵害利得返還請求権を行使する場面は、民法六六〇条が通常の動産について想定している法理や議論ではうまく処理できないであろう。ここでの問題の処理は、いくつかの可能性がある。

一つの極端な処理は、そうした侵害利得返還請求権を、誤振込によって成立した預金債権がいかなる状態であっても、常に認めることである。しかし、誤振込によって成立した預金債権が実質的には不成立であると構成できる場合に限りて被仕向銀行の不当利得返還義務を認める下級審裁判例の傾向があることや、これを好意的に引用する見解があること<sup>(20)</sup>からすれば、利益衡量上、大きな問題を持つ立場であって採用しづらいだろう。

そこで、別の処理として、侵害利得返還請求権を何らかの形で制約することが考えられる。

この法理として一つ考えられるのは、①預金債権が実質的に成立している限りで民法七〇三条にいう利得消滅を認めることである。この預金債権の実質的消滅を認める場面としては、組戻しに振込相手方が応じている場合のほか、預金者が有価証券同様の支払い決済の手段であることに注目して手形法四〇三条三項の趣旨から原因関係不存在が証明できる確実な証拠の存在につき被仕向銀行に悪意・重過失があれば被仕向銀行は信義則上支払いを拒絶しなければならないと考える方策<sup>(21)</sup>があり得よう。しかし、侵害利得では利得の消滅を民法七〇三条ではなく、物権的請求権に対する抗弁とパラレルに考えるべきであるとの見解が有力である<sup>(22)</sup>。この見解に立つて、侵害利得返還請求権であることを貫いた場合、物権的請求権では第三者への債務負担が抗弁とならないのと同様に、第三者への債務負担は利得消滅と認めないとするの

が筋である。したがって、民法七〇三条に基づく制約は、こういった形での類型論的な不当利得理解をしない場合に限り、使えるに過ぎない。

民法七〇三条が使えないとしてもなお侵害利得につき利得消滅を認めるとすれば、②預金取引の構造にさかのぼるほかないかもしれない。すなわち、刑法では横領罪との関係で、占有は事実的支配のみならず法律的支配も含むものと解され、預金の占有は債権者に過ぎない預金者であるとされている。そして、この実質的理由としては、「預金者は銀行預金をいつでも確実に引き出すことができるのであるから、たとえば貸金庫に現金を保管している場合のように、金を事実的に支配している状況と実質的には全く異ならないというシンプルな価値判断」であるとされ、銀行が他の場面にも増して透明化されている。預金が確実に払い戻される場面では銀行が透明化される特殊な取引こそが預金取引なのだ、とみるわけである。

民法七〇三条が使えないとしてもなお侵害利得につき利得消滅を認める別の可能性として、③金銭の特殊性として、価値の侵害者は寄託者のみであって、受寄者は侵害していないという理論的可能性もある。すなわち、通常の物とは異なり、所有と占有の分離が考えられないことから、物理的な所在に注目した物権的請求権のアナロジーで侵害利得を考えることはできず、実質的な価値支配があるところ、つまりは預金者へのみ不当利得で問題となる侵害があると考える可能性である。このように考える場合にも、前記の組戻し同意がある場合や手形法四〇条三項の趣旨が使える場合には、被仕向銀行が実質的価値支配者であるとして侵害者性を認めることになろう。

侵害利得返還請求権を制約する別の法理として、④民法六六〇条をこの金銭の場合に限って占有正権原と認めることも考えられる。すなわち、民法六六〇条二項を参照して、寄託者の指図と同視できる組戻しへの同意があった場合、あるいは、振込相手方に対する不当利得返還請求権の確定判決がある場合を除いて、被仕向銀行は侵害利得を保持しうる法律上の原因があると考えられるわけである。この考えであれば、侵害利得に関する前記の学説からでも採用することがで

きる。しかし、民法六六〇条をそのように解しうるかは問題となろう。また、預金の実質的消滅に要件を依存させない以上は、たとえば、確定判決を得た場合に振込依頼人と預金名義人の両方の請求を受けうることをどのように調整するか、問題となろう（一つの方策は、前記の手形法四〇条三項の趣旨が使える場合として、確定判決を得ている場面を用いることであらう。この場合には、被仕向銀行は預金名義人への支払いを拒絶でき、反面、振込依頼人には侵害利得を返還しなければならない、という関係に立つ）。

以上のように、様々な構成が考えられるが確たる長所がある構成も考えづらいところである。今後も議論が続けられる必要がある。

- (13) 最判昭和二九・八・三二民集八卷八号一五六七頁。
- (14) 山野目章夫『民法概論2 物権法』（有斐閣、二〇二二年）一一二頁以下参照。
- (15) 前掲注(1)・水津三八九―三九〇頁参照。
- (16) 前掲注(1)・水津三九一―三九二頁参照。
- (17) 潮見佳男『民法（債権関係）の改正の概要』（きんざい、二〇一七年）三二九頁。
- (18) 前掲注(1)・水津三八七頁。
- (19) 松岡久和「寄託中の動産の所有権移転―債権法改正の影響の有無」と和田真一ほか編『現代市民社会における法の役割 吉村良一先生追記念論集』（日本評論社、二〇二〇年）四八〇頁参照。
- (20) 潮見佳男「債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得（第四版）」（新世社、二〇二二年）三八一頁以下。
- (21) 西内康人「判批 最判平成八・四・二六民集五〇巻五号一二六七頁（誤振込みによる受取人の預金債権の成否）」別冊ジュリスト二六三号一二九頁（二〇二三年）で示した考え方である。
- (22) たとえば、中原太郎ほか『民法6 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、二〇二三年）二四四頁以下〔根本尚徳〕。
- (23) 橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』（有斐閣、二〇二三年）三五九頁。

## 5. おわりに

以上、誤振込の問題について、寄託法理との関係で問題となりそうな点を論じてきた。

2では、寄託法が二つの点で誤振込の問題と関係しうることを示した。すなわち、第一に、金銭の価値が実質的に振込依頼人に属するものであることを念頭に置くと、物権的請求権と同様の構造を持つ侵害利得返還請求権が被仕向銀行との関係で成立し、こうした振込依頼人と被仕向銀行との関係が、所有者と他人物寄託の受寄者との関係に類似しうる点である。第二に、寄託契約ないし寄託物返還請求権の要件である要物性と合意との関係が、特に振込取引では不明確にされてきた点である。

その上で、3では、この2のうち第二の問題をさらに分析した。そこではまず、要物性が持つ意味を、意思との関係を中心に明らかにした。次いで、要物性と意思との関係からして、合意を時間的に点と考えるのではなく後に継続する線と考えた上で、要物性・要式性が具備された時点でいまだ合意が存在しているとみる立場や要式性や要物性の趣旨に反しない限りでこれと合意との同時性の要請を緩和する立場が比較的無理が少ない構成であり、かつ、このうちの後者の構成こそが誤振込判例に調和することを示した。

4では、2の第一の問題をさらに分析した。そこではまず、動産債権譲渡特例法上の特則との関係を検討し、金銭を問題とする場面との違いの大きさを明らかにした。次いで、民法六六〇条との関係を検討し、この規定が受寄者への占有正権原を認める趣旨か否かに関する争いを見た上で、振込委託者から被仕向銀行に対する侵害利得返還請求権が制約する法理はないか検討した。ここでは、様々な構成が考えられるが、確たる長所がある構成も考えづらく、議論が今後必要であることを確認した。

このように本稿は議論のたたき台を示すにとどまるものであるが、今後の議論に役立つことがあれば幸いである。

本論文はJSPS 科研費 JP22H00801、JP22K01205、JP22K01230 の助成を受けたものです。